

議案第 12 号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「として令第 6 条第 1 項に規定する者」を削り、同条第 2 号ア中「令第 6 条第 4 項」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第 6 条第 4 項各号」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号」を「旧令第 6 条第 5 項第 1 号」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号」を「旧令第 6 条第 5 項第 2 号」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号」を「旧令第 6 条第 5 項第 3 号」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60 歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又

は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第1項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

第29条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月23日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の改正に伴い、同居する親族の要件を定めるとともに、入居者の収入基準等について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。